

令和3年10月 日

令和4年度(2022年度)

当初予算編成方針

本市は、平成28年3月に第5次朝霞市総合計画を策定し、『私が暮らしたつづけたいまち 朝霞』の実現に向け施策を進めています。令和3年4月からは後期基本計画の期間となっており、市を取り巻く環境がさまざまに変化する中で、市民ニーズに適切に対応していくため、5年間の市政の指針を明らかにし、将来にわたって持続可能な発展を目指しています。

本市の財政面に目を向ければ、歳入の根幹をなす市税は、平成23年度以降、納税義務者の増加などにより堅調な伸びを見せていました。しかしながら、昨年度来、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、市民生活や地域経済に大きな影響が生じ、個人所得や企業収益の落ち込みなどが懸念されており、今後、大幅な増収を見込むことは困難と言わざるを得ません。

一方、歳出では、社会保障関係経費が年々増加している中で、さらに、老朽化した公共施設の更新や小学校の少人数学級の整備のほか、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに収束後の対応など、今後も多額の財源が必要とされており、財政運営を持続可能なものとしていく上で大きな課題に直面しています。

限りある財源の中において、市民の皆様が必要とするサービスを提供していくため、行政評価の結果などを踏まえ、事業の必要性や優先度を十分に考慮し、既存事業についても見直しや工夫を行うなど、組織が一丸となって最大限の努力を行うことが求められています。

このような状況下にあることを、職員一人ひとりが、いま一度しっかり認識し、積極的に取り組む必要があります。

以上のことから、次の方針により令和4年度(2022年度)当初予算を編成することとします。

1 基本原則

(1) 事業の選択と集中

予算計上する事業については、第5次朝霞市総合計画実施計画の採択事業とし、貴重な財源を真に必要な事業に配分して計画的かつ効果的に活用する。

(2) 行政評価の反映と事務事業の見直し

行政評価(施策評価、事務事業評価)の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先付けを十分に考慮する。単なる経費の節減にとどまらず発想の転換に努め、新たな観点から創意と工夫を加える。

(3) 国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握し、見直しを立てる。

(4) 歳入の確保と歳出の抑制 (総額枠配分予算)

持続可能で安定した財政構造を堅持するため、人件費や法定の扶助費、公債費等を除く経費については、翌年度に歳入される一般財源見込額の範囲内で予算計上する「総額枠配分」とし、予算計上は配分内に収めるよう努める。

予算計上にあたり、歳入については、補助制度を最大限に活用するとともに自主財源の確保に努め、歳出については、経常経費を改めて総点検し、節減合理化を徹底する。

なお、部別枠配分額は別紙1のとおりとする。

(5) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

(6) 特別会計について

各特別会計予算については、特別会計設置の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

(7) 機構改革を予定している課の予算計上について

令和4年4月予定の機構改革に係る予算編成は、機構改革前の部課が予算計上する。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の先行きを見通すことは困難な状況であるが、感染症の動向を注視し、市民の安心・安全な生活と地域経済を支援する取組みについて、引き続き検討を行う。また、ポストコロナを見据え、事業の実施方法についても前例踏襲とせず、見直しを図る。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積るとともに、税収の確保については、徴収率の向上と収入未済額の縮減に努める。

(2) 使用料及び手数料

- ・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。(令和元年5月策定の「使用料・手数料の見直し方針」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。)
- ・対象の的確な把握に努め、適正に見積るとともに、収入未済額の解消を図る。

(3) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握して見積る。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向に注視し、国・県の補助金が削減又は廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分に検討し、一般財源への振替は必要最小限とする。

(4) その他

- ・市債をもって措置することが適当と認められる事業は、事前に財政課長と協議する。
- ・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性(有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布等)を検討し、積極的な財源確保に努める。
- ・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
- ・自己負担金の徴収について、既存事業における材料代や保険代など市が負担すべきものかどうか、市主催事業者参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でいいのかなど、必ず検討を行う。
- ・滞納繰越金は、その縮減を目指し、徴収の確保に努める。

3 歳出に関する事項

予算要求する際には、適切な予算科目(節、細節、細々節)で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。

(1) 人件費

- ・職員人件費及び会計年度任用職員報酬等単価については、職員課長から別途通知する。
- ・時間外勤務手当の予算計上は、令和3年度当初予算の時間数の範囲内を限度とする。
また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
- ・会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

(2) 報酬、費用弁償

- ・審議会等の会議回数や委員人数の見直しを行い、支払が必要な人数分を計上する。

(3) 旅費

- ・出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査し、計上する。
- ・委員会や審議会等の視察研修は、必要性を十分精査し、職員随行についてはやむを得ない場合のみ計上する。
- ・日当が支給される地域への出張は、やむを得ない場合のみ計上する。
- ・バスや宿泊を伴う研修や出張、視察の費用は、やむを得ない場合のみ計上する。
- ・オンライン会議等の活用をする。
- ・出張命令は、予算の範囲内とし、補正及び流用は行わない。

(4) 需用費

- ・消耗品費(市民サービスに直結するものを除く。)は、前例にとられることなく不要な物を除くとともに、使用量の削減に取り組む。
- ・冊子(計画書、チラシなどを含む)の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数(毎年、隔年など)、紙質等を検討し、原則1色(必要に応じて2色)刷りとし、計上する。
※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数の見直しを行い、経費削減に努める。
※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。
- ・食糧費は、会議賄及び行事賄については、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。
- ・修繕料は、修繕ありきではなく撤去することなども検討し、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いもののみ計上する。
- ・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
- ・燃料費は、必要な使用量を精査し、単価は別表の基準単価表を基準とする。
- ・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に引き続き留意する。

(5) 役務費

- ・クリーニング代は、必要なもののみ計上する。
- ・建物、自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知(令和3年9月2日付)に基づき計上する。

(6) 委託料

- ・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要なかどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。
- ・施設の維持管理経費(指定管理料含む)については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。
- ・設計を伴う建設事業については、財産管理課長と予め調整する。
- ・電算関連事業については、財産管理課長と予め調整する。

(7) 使用料及び賃借料

- ・土地借上料の単価は、別表の基準単価表を基準とする。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は課税課長と予め調整する。
- ・公用車(軽貨物・軽乗用)の借上料については、財産管理課長と予め調整する。
- ・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止(それに伴う消耗品も含む)することを検討する。

(8) 工事請負費

- ・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。
- ・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」等の計画を踏まえて検討し、計上する。

(9) 備品購入費

- ・備品購入費は、やむを得ない場合に限り計上する。

(10) 負担金、補助及び交付金

- ・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
- ・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

(11) 扶助費

国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。また、市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(12)その他

- ・前年度の実績にとらわれることなくその必要性を再度見直し、適正な額を見積る。
- ・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過重な財政負担を招かないよう留意するとともに、予め財政課長と調整する。
- ・細部の取扱いについては、別途、財政課長から通知する。

4 予算見積書の入力及び資料等提出期限

令和3年11月12日（金）正午

※予算見積書は財務会計システムへの入力によることとし、資料等については原則メールにて提出する。

(別表) 基準単価表

1 燃 料 費 (税 抜 き)

区 分	規 格	単 位	単 価
ガソリン	ハイオク	1 <small>リットル</small>	1 5 6 円
	レギュラー	1 <small>リットル</small>	1 4 5 円
軽油	—	1 <small>リットル</small>	1 2 5 円
灯油	—	1 <small>リットル</small>	1 1 0 円

2 土 地 借 上 料

区 分	単 位	単 価 (1月当たり)
市街化区域	1 m^2	9 4 円
市街化調整区域	1 m^2	6 4 円

※借上料の額は、賃借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて予算計上し、税額については、課税課長と予め調整する。

令和 4 年度当初予算部別枠配分額一覧表

○部別枠配分額（上限額）

別紙 1 - 1 のとおりとする。

・総額枠配分額（上限額）積算根拠

部別の配分額（上限額）は、令和 4 年度に歳入される一般財源見込額と令和 3 年度の人件費や法定の扶助費、公債費等の義務的経費や新規拡充採択事業費を除いた一般財源額を基に積算している。

なお、特別会計については、一般会計繰入金の縮減に努めることとし、枠配分予算は実施しない。

○枠配分除外経費

別紙 1 - 2 のとおりとする。

令和 4 年度当初予算枠配分額

(1) 一般財源配分額

令和 4 年度 一般財源見込額	28,386,319千円	(財政調整基金取崩額除く)
除外額	19,213,948千円	
①新規拡充枠	300,000千円	(新規拡充採択事業)
②その他除外額	18,913,948千円	(人件費、扶助費、公債費 等)
配分総額	9,172,371千円	

単位：千円

部署名	R4各部配分 一般財源額	参考 R3一般財源	前年比較
市長公室	68,910	74,772	△ 5,862
危機管理室	92,256	99,568	△ 7,312
総務部	713,254	772,433	△ 59,179
市民環境部	1,477,248	1,599,481	△ 122,233
福祉部	1,088,469	1,178,533	△ 90,064
こども・健康部	2,883,590	3,122,190	△ 238,600
都市建設部	680,894	744,272	△ 63,378
検査室	140	151	△ 11
出納室	16,344	17,696	△ 1,352
上下水道部	0	0	0
議会事務局	23,550	25,499	△ 1,949
学校教育部	1,632,590	1,767,677	△ 135,087
生涯学習部	489,807	523,298	△ 33,491
選挙管理委員会事務局	2,206	2,389	△ 183
公平委員会	322	349	△ 27
監査委員事務局	2,472	2,677	△ 205
固定資産評価審査委員会	319	345	△ 26
合計	9,172,371	9,931,330	△ 758,959
財政調整基金取崩額	0	1,171,459	△ 1,171,459

※事務の都合上、農業委員会事務局分は市民環境部に、コミュニティセンター分は生涯学習部にそれぞれ含めています。

(2) 地方債配分額

令和 4 年度 地方債償還予定額 3,068,677千円

令和 4 年度 地方債発行見込額・配分額

臨時財政対策債見込額	518,000千円
新規拡充分地方債発行可能額	2,150,677千円
都市建設部配分額	230,000千円
市民環境部配分額	170,000千円

除外科目一覧（全課対象）

部等	課・所・室	科目等	除外理由
全庁	全課	給料・職員手当等・共済費（職員人件費に計上している分）	職員人件費に計上している人件費
議会事務局	議会総務課	議員報酬・議員期末手当・共済給付費負担金・災害補償費	市議会議員の人件費
市長公室	政策企画課	文化・スポーツ振興公社補助金	文化・スポーツ振興公社職員の人件費
危機管理室		朝霞地区一部事務組合負担金（危機管理室分）	朝霞市で金額を決められない（四市で負担）
総務部	職員課	職員給与管理事業（共済費・総合事務組合負担金）	職員人件費に計上している人件費等を基礎として算定
	職員課	職員公務災害補償事業（共済費）	職員人件費に計上している人件費等を基礎として算定
市民環境部	資源リサイクル課	朝霞和光資源循環組合負担金	朝霞市で金額を決められない（二市で負担）
	資源リサイクル課	朝霞地区一部事務組合し尿処理負担金	朝霞市で金額を決められない（四市で負担）
福祉部	福祉相談課	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会職員の人件費
	福祉相談課	住居確保給付金	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	朝霞地区一部事務組合障害者支援施設負担金	朝霞市で金額を決められない（四市で負担）
	障害福祉課	朝霞地区福祉会負担金	朝霞市で金額を決められない（三市で負担）
	障害福祉課	育成医療費負担金	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	更生医療費負担金	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	重度心身障害者医療給付費	福祉3医療のため例外的に除外
	障害福祉課	特別障害者手当等	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	療養介護医療給付費	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	コミュニケーション支援業務委託料	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	移動支援業務委託料	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	介護給付・訓練等給付費負担金	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	補装具費負担金	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	成年後見制度利用給付費	法定で実施する扶助費
	障害福祉課	日常生活用具給付費	法定で実施する扶助費
	長寿はつらつ課	老人ホーム入所委託料	法定で実施する扶助費
	長寿はつらつ課	朝霞地区シルバー人材センター補助金	朝霞市で金額を決められない（三市で負担）
	長寿はつらつ課	介護保険特別会計繰出金	個別査定を実施
	生活支援課	生活保護費	法定で実施する扶助費
	福祉相談課	弔慰金	法定で実施する扶助費
福祉相談課	災害障害見舞金	法定で実施する扶助費	
こども・健康部	こども未来課	児童手当	法定で実施する扶助費
	こども未来課	こども医療給付費	福祉3医療のため例外的に除外
	こども未来課	ひとり親家庭等医療給付費	福祉3医療のため例外的に除外
	こども未来課	助産施設入所委託料	法定で実施する扶助費
	こども未来課	母子生活支援施設入所委託料	法定で実施する扶助費
	こども未来課	児童扶養手当給付費	法定で実施する扶助費
	保育課	子どものための教育・保育給付負担金	法定で実施する扶助費
	保険年金課	国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金	個別査定を実施
	保険年金課	国民健康保険特別会計出産育児一時金繰出金	個別査定を実施
	保険年金課	国民健康保険特別会計事務費繰出金	個別査定を実施
	保険年金課	国民健康保険特別会計財政安定化支援事業繰出金	個別査定を実施
	保険年金課	国民健康保険特別会計その他繰出金	個別査定を実施
	保険年金課	埼玉県後期高齢者医療広域連合医療費負担金	朝霞市で金額を決められない（県内全市町村で負担）
	保険年金課	埼玉県後期高齢者医療広域連合負担金	朝霞市で金額を決められない（県内全市町村で負担）
保険年金課	後期高齢者医療特別会計繰出金	個別査定を実施	
健康づくり課	未熟児養育医療給付費	法定で実施する扶助費	
上下水道部	上下水道総務課	下水道事業会計負担金	個別査定を実施
都市建設部	まちづくり推進課	市内循環バス運行事業に伴う補償料	朝霞市で金額を決められない（バス運行会社の赤字補てん）
学校教育部	教育管理課	小学校教育扶助事業 諸扶助（法定分）	法定で実施する扶助費
	教育管理課	中学校教育扶助事業 諸扶助（法定分）	法定で実施する扶助費
その他	財政課	公債費 地方債元金・地方債利子・一時借入金利子	義務的経費
	財政課	予備費	予備費
	政策企画課	新規・拡充分	新規・拡充経費

朝霞市ふるさと応援基金条例（案）の概要

総務部財政課

1 趣旨

ふるさと納税として本市に寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った事業に計画的に活用するため、朝霞市ふるさと応援基金を設けることとし、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定める。

2 内容

(1) 積立て

一般会計歳入における寄附金のうち、当該年度にふるさと納税として受け入れた寄附金の積立てを行う。

(2) 管理

寄附者がふるさと納税寄附を行うにあたり、使い道として「災害対策・防犯・市民生活」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「環境・コミュニティ」、「都市基盤・産業振興」、「朝霞市におまかせ」の6つのコースの中からいずれかを選択することとなっているが、寄附者が選択した使い道ごとに受け入れを行うとともに、基金に積立てを行った後についても、使い道ごとに残高を管理することとする。

(3) 取崩し（処分）

本市のまちづくりに寄与する事業で、寄附者の意向に沿った事業の財源とする場合に取崩しを行い、当該経費の財源に充当する。

(4) 公表

当該年度の受入（積立て）状況及び取崩し状況について、市ホームページ等で公表を行う。

3 根拠法令

地方自治法第241条

4 施行日

令和4年1月1日

5 県内市の状況

40市中17市が制定済み

議案第 号

朝霞市ふるさと応援基金条例（案）

（設置）

第 1 条 ふるさと納税として本市に寄せられた寄附金（以下「寄附金」という。）を、寄附者の意向に沿った事業に活用するため、朝霞市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、寄附金の額及び基金の運用から生ずる収益の額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

令和 3 年 月 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 号 朝霞市ふるさと応援基金条例

朝霞市ふるさと応援基金条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、朝霞市ふるさと応援基金条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類）

第 2 条 条例第 1 条で定める事業は、次のとおりとする。

- （1）災害対策・防犯・市民生活に関する事業
- （2）健康・福祉に関する事業
- （3）教育・文化に関する事業
- （4）環境・コミュニティに関する事業
- （5）都市基盤・産業振興に関する事業
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（寄附金台帳の整備）

第 3 条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、寄附金台帳（様式第 1 号）を整備するものとする。

（運用状況の公表）

第 4 条 市長は、寄附金の受入れ及び使途の概要について毎年公表するものとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

朝霞市公共施設マネジメント基金条例（案）

（設置）

第 1 条 本市の公共施設の保全及び更新に必要な経費の財源に充てるため、朝霞市公共施設マネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝霞市公共施設マネジメント基金条例施行規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、朝霞市公共施設マネジメント基金条例（令和 3 年朝霞市条例第〇〇号。以下、「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（処分対象経費）

第 2 条 条例第 6 条で定める基金の処分の対象となる事業に要する経費は、次に掲げるものとする。

- （1）公共施設の維持管理及び修繕等に係る経費
- （2）公共施設の機能向上のための整備に係る経費

（委任）

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝霞市公共施設マネジメント基金の運用基準（案）

1. 積み立てについて

・基金は、毎年度当初予算において、5,000万円を積み立てるものとする。なお、決算剰余金（翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額）において、基金に積み立てることが可能な場合には、積み立てるものとする。

2. 処分について

(1) 基金の取り崩し

・毎年度の事業費について予算措置により確保することが原則であるが、計画的な保全及び更新を実施するにあたり、整備時期の集中により、前倒し・先送り等による平準化だけでは対応しきれない場合に取り崩しを行うものとする。

また、災害を原因とする修繕で緊急性・重要性が高い場合においても取り崩しを行うものとする。

(2) 基金の充当対象

・基金の対象とする公共施設は、原則として、道路その他の公共土木施設及び公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受ける市の企業）を除く公共施設とする。